

1 合併協定書

平成 7 年 5 月 16 日

秋 川 市
西多摩郡五日市町

1 合併の方式

秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 7 年 9 月 1 日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、あきる野市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、秋川市二宮 350 番地とする。

5 財産の取扱い

2 市町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

戸倉財産区有財産は、戸倉財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

2 市町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 10 ヶ月間引き続き新市の議会の議員として在任する。

7 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い

新市に一つの農業委員会を置き、2 市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

2 市町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く 2 年度は現行の税率を採用する。

(2) 法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規程を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。

(3) 軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。

(2) 都市計画税は、税率 0.27% を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。

(5) 個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町の例による。

(6) 特別土地保有税は、秋川市の例による。

9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職名については、人事管理及び職員の待遇の適正化の観点から調整し統一を図る。

(4) 給与については、職員の待遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

10 特別職の身分の取扱い

特別職の身分の取扱いについては、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

11 条例、規則等の取扱い

(1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。

(2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

12 組織及び機構

(1) 現在の秋川市庁舎及び五日市町庁舎を有効活用した組織及び機構とする。

(2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。

(3) 出先機関は、おおむね現行のまま存続する。

(4) 新市の組織・機構の整備については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

(5) 教育委員会等各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。

また、附属機関については、原則として統合するものとし、独自におかれている附属機関については、実態等を考慮し整備するものとする。

なお、各委員の身分の取扱等については、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

13 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合等については、2市町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

(2) 協議会等については、2市町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。

(3) 五日市町土地開発公社については、その所有する土地を秋川市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。秋川市土地開発公社については、新市にお

いて、あきる野市土地開発公社として存続するものとする。

- (4) 株式会社秋川総合開発公社については、現行どおりとし、新市に引き継ぐものとする。
- (5) 戸倉財産区管理会については、新市において現行のまま存続するものとする。
- (6) 事務の委託については、2市町は合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。

14 使用料、手数料等の取扱い

使用料は、当分の間、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料については、秋川市の制度に統一する。

なお、類似の施設等については、新市において調整する。また、手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、統一に努める。

15 公共的団体の取扱い

公共的団体は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- (1) 2市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 2市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (3) 2市町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- (4) 2市町独自の団体は、現行のとおりとする。

16 補助金、交付金等の取扱い

2市町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討する。

なお、団体運営補助金は、

- (1) 2市町で同一あるいは同種の団体に補助しているものは、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討する。
- (2) 独自の補助金は、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 他の補助金に整理統合できる補助制度は、廃止する。

また、事業補助金(融資制度を含む)は、

- (1) 2市町で同一あるいは同種の制度は、できるだけ早い機会に統一する。
- (2) 独自の補助制度は、従来の実績を尊重し、当分の間現行のとおりとする。
- (3) 地域的に特殊な補助制度は、当分の間、補助する。
- (4) 他の補助金に整理統合できる補助制度は、廃止する。

17 町・字名の取扱い

2市町の町・字の名称及び区域は、従前のとおりとする。

18 慣行の取扱い

- (1) 市章は、新市において新たに定めるものとする。
- (2) 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。

- (3) 清浄都市宣言、清浄都市憲章、交通安全都市宣言、スポーツと音楽のまち宣言は、新市において調整するものとする。
- (4) 2市町独自の行事については、現行のとおりとし、その範囲を拡大する。
- (5) 2市町共通の内容の行事については、新市において調整するものとする。

19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 税率は、秋川市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。
- (2) 保険税の賦課期日、納期は、合併年度に限り現行のとおりとし、その後は新市において定める。

20 消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合する。分団の組織、活動範囲等運用については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

21 各種事務事業の取扱い

- ・ 2市町双方で実施している独自の各種事業については、従来からの経緯・実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。
- ・ 2市町類似の事業については、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら合理化・効率化に努める。

21-1 姉妹都市

- (1) 志波姫町・大島町については、合併後も継続する。
- (2) マールボロウ市については、合併後も継続して協議していく。

21-2 國際交流事業

合併後も秋川市の例により継続する。

21-3 電算システム事業

住民サービスの低下を招かないようシステムの構築を図り、合併と同時に稼働できるよう調整する。

21-4 広報広聴関係事業

- (1) 広報紙等の発行業務は、基本的に秋川市の例とする。
- (2) 相談業務については、秋川市の例による。

21-5 納税関係事業

徵収事務嘱託員制度については、秋川市の例による。

21-6 防災関係事業

- (1) 当面は現行のとおりとする。
- (2) 災害時における指揮命令系統に支障が生じないよう、早期に統一できるよう調整を図る。

21-7 窓口業務

住民サービスの低下を招かないよう、調整に努める。

21-8 保健衛生事業

- (1) 当面は現行のとおりとする。2市町で実施している事業については、実施時期、場所などに配慮しながら住民サービスの低下を招かないよう引き続き実施する。

21-9 伝染病予防対策事業

実施内容等については、新市において調整に努める。

21-10 結核予防対策事業

実施内容等については、新市において調整に努める。

21-11 休日・準夜診療

実施内容等については、新市において調整に努める。

21-12 精神薄弱者(児)福祉事業

(1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、基本的に秋川市の例による。

(2) 一方の市・町が独自で行っている事業については、地域を拡大し実施に努める。

21-13 身体障害者(児)福祉事業

(1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、現行のとおりとする。

(2) 2市町独自の福祉制度の内容に差異のあるものについては、高い水準に統一するよう調整する。また、一方の市・町が独自で行っている事業については、地域を拡大し実施に努める。

21-14 高齢者福祉事業

(1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、現行水準の低下にならないよう調整に努める。

(2) 2市町独自の事業内容に差異のあるものについては、高い水準に統一するよう調整に努める。また、独自事業については、地域を拡大し実施に努める。

(3) 敬老会及び敬老金支給事業については、五日市町の例により調整する。

21-15 児童福祉事業

(1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、現行のとおりとする。

(2) 2市町独自の福祉制度の内容に差異のあるものについては、高い水準に統一するよう調整する。ただし、秋川市の児童育成会運営事業、五日市町の学童クラブ運営事業については、当分の間、それぞれの例による。

21-16 保育事業

(1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、現行のとおりとする。

(2) 保育料については、五日市町の例により調整する。

21-17 生活保護事業

国・都の福祉制度に基づく事業については、秋川市の例による。

21-18 その他の福祉事業

(1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、現行のとおりとする。

(2) 2市町双方で実施している独自の各種福祉制度等の内容に差異があるものについては、高い水準に統一するよう調整する。

(3) 一方の市・町が独自で行っている事業については、これまでの実績を尊重しつつ新市において調整に努める。

21-19 健康づくり事業

(1) 基本健康診査等については、新市において調整に努める。

(2) 一方の市・町が独自で行っている事業については、住民サービスが低下しないよ

う協議・調整に努める。

21-20 ごみ収集運搬業務事業

当面は、現行のとおりとし、新市において調整する。

21-21 農林業関係事業

(1) 当面は現行のとおりとする。

(2) 2市町で独自で実施している事業については、農林業の振興を図るよう調整に努める。

21-22 商工・観光関係事業

(1) 当面は現行のとおりとする。

(2) 2市町で独自で実施している事業については、商工・観光の振興を図るよう調整に努める。

21-23 上・下水道事業

(1) 2市町同一のため現行のとおりとする。

(2) 2市町がそれぞれ指定している指定工事店及び指定工事人については、新市に継続する。

21-24 学校教育事業

(1) 基本的には秋川市の例による。

(2) 育英資金貸付事業については、五日市町の例により地域を拡大して実施する。

(3) 給食事業については、合併年度の翌年度から給食費等の統一化を図るよう調整する。

21-25 社会教育事業

住民サービスの低下を招かないようそれぞれの地域の特殊性に配慮し、新市において調整する。

21-26 その他事業

(1) 当面の間、現行のとおりとする。なお、住民サービスの低下を招かないよう、事務の効率化・合理化等を考慮し調整・継承する。

(2) 2市町の債務負担行為等については、新市に引き継ぐ。

(3) 2市町の地方債については、新市に引き継ぐ。

21-27 任意の協議会等

2市町が加入している任意の協議会等については、新市において引き続き加入する。ただし、町村により組織されている協議会等については、五日市町は合併日の前日をもって脱退する。また、2市町で組織する協議会については、合併日の前日をもって解散する。

22 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画書」に定めるとおりとする。

調 印 書

秋川市と五日市町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく秋川市・五日市町合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成7年5月16日

秋 川 市 長	臼 井 孝
五 日 市 町 長	田 中 夫
立 会 人	
合併協議会委員	河 野 猛
合併協議会委員	井 上 裕
合併協議会委員	村 野 美
合併協議会委員	松 本 一
合併協議会委員	岸 康 郎
合併協議会委員	奥 利 治
合併協議会委員	工 隆 好
合併協議会委員	立 勝 宏
合併協議会委員	石 昌 次
合併協議会委員	井 川 雄
合併協議会委員	田 上 行
合併協議会委員	嶋 喜
合併協議会委員	中 真 七
合併協議会委員	保 貴 郎
合併協議会委員	矢 持 行
合併協議会委員	渡 口 省
合併協議会委員	遠 邊 行